○小山市移住支援金交付要綱

令和元年１０月２８日

規程第１７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消を図るため、移住支援事業において、マッチング支援事業及び起業支援事業と連携し、東京圏から本市に移住し、就業又は起業等をした者に対して、小山市移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　東京圏　東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県をいう。

(2)　移住支援事業　本市と栃木県（以下「県」という。）が栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱（平成３１（２０１９）年４月２３日付け地振第１６号）及び栃木県移住支援金交付事業費補助金交付要領（平成３１（２０１９）年４月２３日付け地振第１７号）に基づき、協働して実施する支援事業をいう。

(3)　マッチング支援事業　県が栃木県マッチング支援事業実施要領（平成３１（２０１９）年４月２３日付け労政第２７号）に基づき実施する支援事業をいう。

(4)　起業支援事業　県がとちぎまるごと創業プロデュース事業実施要領及び地域課題解決型創業支援補助金交付要領に基づき実施する支援事業をいう。

(5)　条件不利地域　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成２２年から令和２年までの人口減少率が１０％以上の市町村をいう。

(6)　マッチングサイト　栃木県マッチング支援事業実施要領に定める企業情報掲載サイト及び都道府県（県を除く。）が開設する同様の企業情報掲載サイトをいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、第６条第１項に規定する支援金の申請の日（以下「申請日」という。）において本市の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　次のいずれにも該当する者。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等に就職（雇用保険の被保険者としての就職に限る。）し、東京２３区内に通勤した者については、当該通学の期間（以下「東京２３区内通学期間」という。）を修業年限を上限（高等専門学校にあっては、２年を上限）として通勤の期間に算入することができる。

ア　本市への転入（以下「転入」という。）の直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内に通勤（雇用される者（以下「雇用者」という。）としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）していた者

イ　転入の直前に連続して１年以上東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内に通勤していた者。ただし、通勤の期間については、転入の３月前までを当該１年の起算点とすることができる。

(2)　次のいずれかに該当する者

ア　次のいずれにも該当する者（以下「一般就業者」という。）

(ア)　マッチングサイトに掲載された求人に掲載日以後に応募し、当該求人に係る法人（交付対象者の３親等内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人は除く。以下「対象法人」という。）に就業した者

(イ)　申請日から起算して５年以上、対象法人に継続して勤務する意思のあ

る者

（ウ） 週２０時間以上の無期雇用契約に基づき、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する勤務地に就業し、申請日において、連続して３月以上対象法人に在職している者

（エ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用された者

イ　次のいずれにも該当する者（以下「専門人材就業者」という。）

（ア） 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業先（以下「対象就業先」という。）に就業した者

（イ） 申請日から起算して５年以上、対象就業先に継続して勤務する意思のある者

（ウ） 週２０時間以上の無期雇用契約に基づき、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する勤務地に就業し、申請日において、連続して３月以上対象就業先に在職している者

（エ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用された者

（オ） 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提での就業でない者

ウ　次のいずれにも該当する者（以下「テレワーカー」という。）

（ア） 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市を生活の本拠とし、本市への移住に係る移住元（以下「移住元」という。）での業務を引き続き行う者

（イ） 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていない者

（ウ） 移住先でテレワークにより勤務し、かつ、週２０時間以上テレワークを実施する者

エ　県が地域課題解決型創業支援補助金交付要領に定める補助金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた者（以下「起業者」という。）

オ　次のいずれにも該当する者（以下「関係人口」という。）

（ア）　次のいずれにも該当する者

a　本市が実施する移住定住に関する事業に参加したことがある者又は過去に本市に居住したことがある者

b　申請日において申請者若しくは当該申請者の配偶者が３９歳以下である者又は申請日の属する年度の４月１日において同一世帯に１８歳未満の子がいる者

c　申請日において本市の市街化調整区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化調整区域をいう。ただし、神鳥谷南地区地区計画（平成２９年告示第８号）及び思川駅北口駅前地区地区計画（令和元年告示第６７号）で定める地区計画区域を除く。以下同じ。）に住所を有し、かつ、当該地区の自治会に加入している者

d　申請日から起算して、本市の市街化調整区域に５年以上継続して居住し、かつ、当該地区の自治会に加入する意思のある者

（イ）　次のいずれかに該当する者

a　次のいずれにも該当する者

(a)　栃木県農業大学校条例（昭和５９年栃木県条例第２８号）第１条第１項の規定により設置される栃木県農業大学校（以下「栃木県農業大学校」という。）又は市内農家が実施する農業に関する研修を受講している若しくは修了した者

(b)　申請日から起算して、３年以内に本市において農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１４条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けている者（以下「認定新規就農者」という。）となる意思のある者

(c)　認定新規就農者となった日から起算して、５年以上継続して営農する意思のある者

b　申請日において認定新規就農者であって、かつ、申請日から起算して５年以上、継続して営農する意思のある者

(3)　申請日から起算して５年以上、本市に継続して居住する意思のある者

(4)　小山市暴力団排除条例（平成２３年条例第１８号）第２条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第６条第１項に規定する密接関係者に該当しない者

(5)　日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人

(6)　申請日の直前の１０年間に支援金の交付を受けていないこと。ただし、支援金の交付を受けていた場合であっても、当該支援金を全額返還したとき又は過去の申請時に１８歳未満の世帯員であった者で当該申請時から５年以上経過し１８歳以上となったときについては、この限りでない。

(7)　市長が支援金の対象として不適当と認めるものでない者

（支援金の額等）

第４条　支援金の額は、６０万円とする。

２　前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれの要件にも該当する場合の支援金の額は、１００万円とする。この場合において、交付対象者の属する世帯の世帯員（交付対象者を除く。以下「交付対象世帯員」という。）のうちに１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者（交付対象者の配偶者を除く。）がいるときは、当該者１人につき１００万円を加算することとし、加算する額は、２００万円を上限とする。

(1)　移住元からの転出日及び申請日において、交付対象世帯員が１人以上いること。

(2)　交付対象世帯員が前条第４号に該当する者であること。

３　支援金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（事前相談）

第５条　支援金の交付の申請をしようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、次条の規定による申請の前に、市長に相談を行わなければならない。

（交付申請等）

第６条　申請者は、小山市移住支援金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添え、本人確認ができる書類を提示の上、市長に提出しなければならない。

(1)　誓約書

(2)　申請者（第４条第２項前段に該当する申請をする場合は、交付対象世帯員を

含む。）の移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類

(3)　就業証明書、法人の登記事項証明書、開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び就業期間を確認できる書類（申請者が東京２３区内に通勤していた場合に限る。）

(4)　雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（申請者が東京２３区内に通勤していた雇用者である場合に限る。）

(5)　卒業証明書、成績証明書その他の在学期間を確認できる書類（申請者が東京２３区内通学期間を東京２３区内に通勤していた期間に算入する場合に限る。）

(6)　就業証明書（一般就業者・専門人材就業者用）（申請者が一般就業者又は専門人材就業者である場合に限る。）

(7)　就業証明書（テレワーカー用）（申請者がテレワーカーである場合に限る。）

(8)　起業支援金の交付決定通知書の写し（申請者が起業者である場合に限る。）

(9)　研修先の栃木県農業大学校又は市内農家が発行する研修を受講している若しくは修了したことを証する書類（申請者が第３条第２号オ（イ）aに該当する関係人口である場合に限る。）

(10)　青年等就農計画認定書（申請者が第３条第２号オ（イ）bに該当する関係人口である場合に限る。）

(11)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、次の各号に掲げる期間内に申請しなければならない。

(1)　申請者（第４条第２項前段に該当する申請をする場合は、交付対象世帯員を含む。）の転入の日から起算して３月以上１年以内

(2)　起業支援金の交付決定を受けた日から起算して１年以内（申請者が起業者である場合に限る。）

（交付決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金の交付の可否を決定し、小山市移住支援金交付決定通知書又は小山市移住支援金不交付決定通知書により、当該申請者に通知の上、支援金の交付を決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに支援金を交付するもの

とする。

（支援金の返還等）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付した支援金があるときは、当該各号に掲げる金額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合はこの限りではない。

(1)　次のいずれかに該当する場合　支援金の全額

ア　偽りその他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。

イ　申請日から起算して、３年未満に本市から転出したとき。

ウ　申請日から起算して、１年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（交付決定者が一般就業者である場合に限る。）。

エ　起業支援金の交付決定が取り消されたとき（交付決定者が起業者である場合に限る。）。

オ　申請日から起算して、３年未満に本市の市街化調整区域に住所を有しなくなったとき又は当該地区の自治会から脱退したとき（交付決定者が関係人口である場合に限る。）。

カ　申請日から起算して、３年以内に認定新規就農者とならなかったとき（交付決定者が第３条第２号オ（イ）aに該当する関係人口である場合に限る。）。

キ　認定新規就農者となった日から起算して、３年未満に現地調査その他の方法により営農の実態がないと認められるとき（交付決定者が第３条第２号オ（イ）aに該当する関係人口である場合に限る。）。

ク　申請日から起算して、３年未満に現地調査その他の方法により営農の実態がないと認められるとき（交付決定者が第３条第２号オ（イ）bに該当する関係人口である場合に限る。）。

(2)　次のいずれかに該当する場合　支援金の半額

ア　申請日から起算して、３年以上５年未満に本市から転出したとき。

イ　申請日から起算して、３年以上５年未満に本市の市街化調整区域に住所を有しなくなったとき又は当該地区の自治会から脱退したとき（交付決定者が関係人口である場合に限る。）。

ウ　認定新規就農者となった日から起算して、３年以上５年未満に現地調査その他の方法により営農の実態がないと認められるとき（交付決定者が第３条第２号オ（イ）aに該当する関係人口である場合に限る。）。

エ　申請日から起算して、３年以上５年未満に現地調査その他の方法により営農の実態がないと認められるとき（交付決定者が第３条第２号オ（イ）bに該当する関係人口である場合に限る。）。

（調査等）

第９条　市長は、支援金の交付の前後にかかわらず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、又は申請者若しくは交付決定者に報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成３１年４月２３日以後に本市に転入した者（第４条ただし書に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯員を含む。）について適用する。

附　則（令和２年３月３１日規程第１９号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年１２月２０日以後に本市に転入した者（第４条ただし書に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯の世帯員を含む。）から適用する。

附　則（令和３年６月９日規程第３１号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、令和２年１２月２２日以後に本市に転入した者（この要綱による改正後の小山市移住支援金交付要綱（以下「新要綱」という。）第４条第１項ただし書の規定による申請をする場合は、当該者の属する世帯と同一の世帯の世帯員を含む。）であって、施行日以後に新要綱第６条第１項の規定による申請を行

うものから適用する。

附　則（令和４年６月２４日規程第３０号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日以後に本市に転入した者（この要綱による改正後の小山市移住支援金交付要綱第４条第２項前段に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯の世帯員を含む。）から適用する。

附　則（令和５年３月２０日規程第１８号）

この要綱は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に本市に転入した者（この要綱による改正後の小山市移住支援金交付要綱第４条第２項前段に該当する申請をする場合は、当該者の属する世帯の世帯員を含む。）から適用する。

附　則（令和６年３月２９日規程第２４号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日規程第１９号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年５月２７日規程第２４号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の小山市移住支援金交付要綱の規定は、令和８年４月１日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。